

ロードサービス利用規約

ロードサービス利用規約において、使用される用語に関する説明は次のとおりです。

(五十音順)

用語	説明
<u>契約期間</u>	共済契約承諾書記載の共済期間をいいます。
<u>契約自動車</u>	共済契約承諾書記載の自動車をいいます。
<u>サービス実施者</u>	本組合からの委託により実際に <u>ロードサービス</u> を実施する株式会社プライムアシスタンスまたは株式会社エイチ・デイ・ケイ・サービスおよびその再委託先をいいます。
<u>自宅</u>	共済契約承諾書記載の共済契約者の住所、または <u>契約自動車</u> の主たる保管場所をいいます。
<u>所有権留保条項付売買契約</u>	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
<u>所有者</u>	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① <u>契約自動車</u> が <u>所有権留保条項付売買契約</u> により売買されている場合は、その買主 ② <u>契約自動車</u> が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、 <u>契約自動車</u> を所有する者
<u>受付デスク</u>	<u>ロードサービス</u> の利用申込みを受け付ける連絡先をいいます。
<u>走行不能</u>	自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。ただし、 <u>契約自動車</u> について直接生じた偶然な事由（事故、故障またはトラブル）に起因する場合に限ります。
<u>ロードサービス</u>	第5条（ロードサービス提供条件と内容）に定める次のものをいいます。 ① レッカーけん引 ② 応急処置 ③ 燃料切れ時の給油サービス
<u>反社会的勢力</u>	暴力団、暴力団員※、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の <u>反社会的勢力</u> をいいます。 ※暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第1条（規約の目的など）

- (1) 本規約は、本組合の自動車共済契約に対して提供するロードサービスの事項を定めたものです。
 - (2) 次条に定める利用対象者は、本規約を承認のうえ、本ロードサービスの提供を受けることができます。
- (注) ロードサービスの内容は、予告なく中止、変更となる場合があります。

第2条（利用対象者の定義）

- (1) 本規約において、利用対象者とは、所有者とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、利用対象者が次のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (3) ロードサービス提供後、利用者がロードサービスの利用対象者ではないことが判明した場合は、ロードサービス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

第3条（ロードサービスの提供対象契約）

ロードサービスの提供対象契約はすべての自動車共済契約とします。

第4条（ロードサービスの提供要件）

利用対象者が第7条（利用対象者の義務）①の規定に従い、提供対象となるロードサービスの利用申込みを行った場合であって、次条のロードサービス提供条件に該当するときは、サービス実施者により、このロードサービスを提供するものとします。

- (注) 利用対象者が受付デスクに連絡せず、自らロードサービス業者を手配した場合は、ロードサービス費用の支払いはできません。ただし、株式会社エイチ・デイ・ケイ・サービス提携のロードサービス提供業者に連絡した場合はこの限りではありません。

第5条（ロードサービス提供条件と内容）

本規約により提供するロードサービスの提供条件、内容および利用対象者の負担となる費用は次のとおりです。

① レッカーけん引

■提供条件	契約自動車 が 走行不能となること。
■内容	走行不能となった地から利用対象者の指定する修理工場までレッカーけん引を行います。ただし、レッカーけん引の対象となる費用は、100km を限度とします。 (注1) レッカーけん引には、積載車（キャリアカー）による搬送、けん引専用ロープでのけん引などを含みます。 (注2) 修理工場等へのレッカーけん引に必要な仮修理を実施した費用などを含みます。
■利用対象者の負担となる費用	・利用対象者都合により車両保管費用が発生した場合の費用 ・100km を超えた距離分に相当するレッカーけん引費用 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・修理工場から他の場所（別の修理工場など）へのレッカーけん引費用

② 応急処置

■提供条件	契約自動車 が 走行不能となること。
■内容	走行不能となった地で、30 分程度で対応可能な応急の処置を行います。 〈主な応急処置〉 バッテリーの点検／バッテリーのジャンピング（バッテリー上がりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせること）／鍵開け（国産・外車一般シリンダーインロック開錠）／脱輪時の路面への引上げ／パンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検（チェーン脱着を除きます。）／冷却水補充／ボルトの締付け／バルブ・ヒューズ取替え／<u>契約自動車</u>が積雪や凍結などによってスリップする状態、または砂浜もしくはぬかるみなどのために走行が困難な状態からの脱出作業（雪道のスタックは、スタッドレス・チェーン装着時のみ対象となります。） など (注1) 30 分程度で対応可能な応急処置に該当するか否かの判断は、本組合またはサービス実施者のいずれかの判断によるものとします。 (注2) セキュリティ装置付車両の鍵開けについては対応できない場合があります（レッカーけん引等にて対応します。）。 (注3) パンク時にスペアタイヤを保持していない場合は、<u>契約自動車</u>に積載しているお客さま所有の簡易修理キットでの応急処置などを行います。 (注4) 次の作業は対象外です。 ・バッテリーの充電 ・パンクの修理 ・チェーン脱着

	・クレーンを使用した作業などの特殊作業 (注5) 利用対象者都合による季節用タイヤとの交換は対象外です。 (注6) 雪道のスタックについて、株式会社エイチ・デイ・ケイ・サービスの会員はスタッドレス・チェーン装着時でなくても対象となります。
■ 利用対象者の負担となる費用	・鍵の作成費用 ・部品代、消耗品（オイル・冷却水など）代など ・30分程度で対応できない場合の超過作業費用 ・謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等 ・事故、故障またはトラブル以外での点検費用

③ 燃料切れ時の給油サービス

■ 提供条件	契約自動車 ¹ が、燃料切れにより自力で走行できない状態となること。
■ 内容	契約期間²中1回に限り、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限りします。）または軽油を最大10リットルまで無料で提供します。 (注1) 高速道路のサービスエリア内など、利用者自身で調達可能な場合はサービスの対象外となります。 (注2) サービス実施者³によっては運搬容器などの都合上、10リットルまで提供できない場合があります。 (注3) ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車、燃料電池自動車などの場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引のみを行います。（30km 限度） (注4) 自宅⁴での燃料切れは対象外となります。
■ 利用対象者の負担となる費用	・ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車などの充電代、燃料代等

第6条（ロードサービスの提供を行わない場合）

- (1) サービス実施者は、ロードサービスの提供を希望する対象車両が次のいずれかに該当する場合は、ロードサービスの提供を行いません。
 - ① 契約自動車でない場合
 - ② 日本国外にある場合
 - ③ 車検の有効期間が切れている場合（車検、廃車目的など、事故、故障またはトラブルに起因しない車両搬送）
- (2) サービス実施者は、次のいずれかに該当する事由によって生じた契約自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードサービスの提供を行いません。
 - ① 利用対象者の故意または重大な過失

- ② 契約自動車にメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合（違法なエンジンの改造・違法なローダウン車・違法なエアロパーツ装着車などを含みます。）
 - ③ メーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付の注意・警告ラベルなどに示す取扱いと異なる使用または仕様の限度を超えて使用された場合
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ④から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑩ 詐欺または横領
 - ⑪ 契約自動車を競技もしくは曲技のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用すること。
 - ⑫ 契約自動車の盗難。ただし、契約自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。
- (3) サービス実施者は、次のいずれかに該当する間に生じた契約自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードサービスの提供を行いません。
- ① 契約自動車を運転中の者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
 - ② 契約自動車を運転中の者が道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
 - ③ 契約自動車を運転中の者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
- (4) サービス実施者は、次のいずれかに該当する場合は、ロードサービスの提供を行いません。
- ① 本組合が定めるやむを得ない事情がある場合を除き、利用対象者が専用デスクへ事前の連絡なしに、レッカー業者・修理業者などの各種業者を手配した場合
 - ② 利用対象者が、正当な理由がなく、次条に違反した場合
 - ③ 一部の離島、地域などサービス実施者が出動できない場所または造成地、私有地、レース会場などでサービス実施者が立ち入ることができない場所である場合

- ④ サービス実施者が、次のいずれかに該当すると判断した場合
- ア. 地域、時季、気象、交通状況、道路状況（凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷などの自動車の運行が極めて困難な状況をいいます。）などにより、ロードサービスの提供・実施が困難であること。
 - イ. 一般的なレッカー車、けん引車において技術的にロードサービスの実施が困難であること。
 - ウ. ロードサービスの内容、趣旨などに対し、ロードサービス提供が不適切であること。
- ⑤ 航空機、船舶による輸送期間中の場合
- ⑥ ロードサービス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承諾が得られないとき
- ⑦ ロードサービスの提供を希望する対象車両の状況により、作業時およびレッカーけん引時に、車体へ損傷を与えるおそれがある場合において、作業に関する同意を利用対象者から得ることができない場合

第7条（利用対象者の義務）

利用対象者は、ロードサービスを利用する場合は、次の義務を負うものとします。

- ① 事前に受付デスク（または株式会社エイチ・デイ・ケイ・サービス提携のロードサービス提供者）に利用申込みの連絡を行うこと。
- ② サービス実施者の指示に従い、必要な協力を行うこと。
- ③ 道路交通法その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行わないこと。
- ④ 人身事故など警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、ロードサービスの実施について警察の許可を得ること。
- ⑤ サービス実施者の判断により、共済契約承諾書、運転免許証、自動車検査証、その他本人確認資料などの提示を求められた時は、それらを提示すること。
- ⑥ ロードサービス提供時において契約自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物などが積載されている場合は、その旨を事前にサービス実施者に通知すること。なお、事前通知を行わなかった場合で、ロードサービス提供後にその積載物に損害が生じた場合、またはその積載物に起因する事故が生じた場合であっても、本組合およびサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

第8条（利用対象者の費用負担）

- (1) 第5条（ロードサービス提供条件と内容）の「利用対象者の負担となる費用」に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。
- (2) 利用対象者都合により次の費用が発生した場合は、その費用は利用対象者が自ら負

担するものとします。

- ① サービス実施者が現場で待機した場合の現場待機費用
- ② ロードサービスの利用をキャンセルする場合のキャンセル費用
- (3) (1)および(2)の費用をサービス実施者が立て替えている場合は、利用対象者がその費用をサービス実施者に支払うものとします。

第9条（ロードサービス提供時の責任）

- (1) ロードサービスは、株式会社プライムアシスタンスまたは株式会社エイチ・デイ・ケイ・サービスの再委託先の責任において行われるものとし、提供したロードサービスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害などについては、本組合および株式会社プライムアシスタンスまたは株式会社エイチ・デイ・ケイ・サービスは一切その責めを負わないものとします。
- (2) ロードサービス提供後の車両の修理、整備および保管などについては、利用対象者と受入れ工場などとの間の契約であり、その契約に起因する車両損傷、人身事故、その他損害などについては、本組合およびサービス実施者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) ロードサービス提供時において、契約自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物などが積載されている場合は、サービス実施者は、その判断によりロードサービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、本組合またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用対象者はこれを賠償するものとします。
- (4) ロードサービスの提供を行わない場合、またはロードサービスの提供が遅延した場合であっても、本組合またはサービス実施者は、これを金銭的補償で代替することはありません。

第10条（ロードサービスの提供期間、中止または変更）

ロードサービスの提供期間は、次のとおりとします。

- ① ロードサービスの提供が必要となった事象が発生した日において、有効に締結された自動車共済契約の契約期間と同一とし、その共済契約が契約期間の途中で失効もしくは解除となった日以降はロードサービスの提供を行いません。この場合において、サービス実施者が既にロードサービスを提供していた場合は、その費用を利用対象者に請求することができます。
- ② 契約自動車が検査対象自動車である場合は、契約自動車の自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までをロードサービスの提供期間とします。

第 11 条（個人情報の取扱い）

- (1) 利用対象者は、共済契約承諾書の記載事項およびロードサービスの提供に必要とされる情報が、サービス実施者に登録されることに同意するものとします。
- (2) サービス実施者が取得した個人情報は、本組合の業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。
- (3) サービス実施者は、共済契約承諾書の記載事項およびロードサービスの提供に必要とされる情報を、サービス実施者間で共同で利用できるものとします。

第 12 条（訴訟の提起および準拠法）

- (1) 本規約に関して紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- (2) 本規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。